

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 に基づくに基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく、有機藻類の日本農林規格の改正について

下記のとおり、有機藻類の日本農林規格（JAS 0018）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
有機藻類の日本農林規格の改正
- 2 対象範囲
有機藻類
- 3 趣旨
有機藻類の日本農林規格について、次のとおり改正を行うとともに、規格利用者の理解を補完する修正を行う。
 - ・環境影響評価を要する養殖場又は採取場の条件を変更
 - ・使用可能な資材を追加
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
TEL (03) 6744-7139
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限
掲載から 60 日後